

4. 出雲市独自のサービスについて

(1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業

資料10

グループホームにおいて、費用負担が困難な低所得者に対し家賃及び光熱水費の負担額の軽減を行う事業者へ助成を行う事業です。

1. 認知症グループホーム利用者負担軽減 認定申請の注意点

●負担軽減段階の変更について

所得修正や**生活保護の受給開始**によって、入所時の申請に対して通知した**負担軽減段階が変更になることがあります**。事業所側でこれらを把握した場合は、変更申請の提出をお願いします。

●生活保護を受給している(することとなった)第2号被保険者の利用者について

生活保護を受給している(することとなった)64歳までの利用者は、介護保険の適用がないため、**負担軽減を受けることができません**。年齢に注意してください。

●申請日について

申請日の属する月の初日から有効期間が開始します。月末に入所された場合など、**申請日が翌月になってしまうと、前月分は対象外**となりますので、ご注意ください。
(電子申請で申請された日が申請日になります。)

4. 出雲市独自のサービスについて (1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業

資料10

1. 認知症グループホーム利用者負担軽減 請求の注意点

●月の途中で入院や外泊があった場合

- ① 月の途中で入院や外泊があった場合でも、**実際に利用者へ居住費を月額で請求された場合**、市への助成金の請求は利用日数分の日額ではなく実績に合わせて**月額**としてください。
- ② 月途中で利用を開始・終了の場合や、月内に入院・外泊があった場合で**利用者へ居住費を日割で請求される場合**は、市への請求も**日割**となります。

●日割の請求額が月額上限を超える場合

月額以上の軽減額は請求できないため、負担軽減証明書には**月額**を記載して請求してください。

(例: 負担段階が第3段階の利用者が、30日間日割で負担軽減を受ける場合、
270円×30日=8,100円となるが、月額8,000円で請求)

4. 出雲市独自のサービスについて

(1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業

資料10

1. 認知症グループホーム利用者負担軽減 請求の注意点

●請求書等の記載について

利用者への請求明細書や領収書には、軽減を実施していることが確認できるよう、「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」の**名称**及び**負担軽減額**を必ず記載してください。

※助成金受け取り後に助成金の請求額が変更となり、変更の請求書を出雲市へ提出される際には、利用者への請求明細書や領収書等の変更後の軽減額が分かる書類の提出が必要です。

●電子申請について

添付ファイル名に**事業所名**を入れてください。(請求書及び証明書のExcelファイル)

●請求誤りについて

請求誤りのための追加支給・返納の場合は、**顛末書の作成が必要**です。
(参考様式は必要時に市から送付します。)

4. 出雲市独自のサービスについて

(1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業

資料10

2. グループホーム入退所報告について

●提出期限の厳守について

毎月5日を提出期限としています。提出遅れが散見されますので、締切の厳守をお願いします。

●待機者の報告について

- ①前月報告した待機者から**増えた**場合
→「**待機者あり**」を選択し、月末時点の**全ての待機者を入力**
- ②前月報告した待機者から**減った**場合
→「**待機者あり**」を選択し、月末時点の**全ての待機者を入力**
- ③前月報告した待機者から**変動がない**場合
→「**待機者あり(先月の報告と変化なし)**」を選択
- ④待機者が**いない**場合(待機者が0名の場合)
→「**待機者なし**」を選択

※①②の場合、追加・削除のみの申請はできません。必ず全ての待機者の入力をお願いします。しまね電子申請サービスのアカウント登録をすることで、前回の申請を引用することで再入力が必要となります。

4. 出雲市独自のサービスについて

(2)(看護)小規模多機能型居宅介護の独自報酬

資料11

1. 算定要件について

(平成25年4月施行、令和6年(2024)4月1日一部改正)

区分	算定要件	単位数	種別	日割
加算Ⅰ (人員体制)	日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している場合に算定する。	200単位/月	体制加算	有
加算Ⅱ (認知症)	認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者(認知症加算対象者を除く。)を受け入れしている場合に算定する。	200単位/月	対象者加算	有
加算Ⅳ (独居)	独居の利用者に対して、サービスの提供を行っている場合に算定する。 ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者については算定しない。 また、宿泊サービスの利用日数がその月において15日以上である月については、算定しない。なお、利用者以外の全世帯員が要介護3以上である場合は、独居に準ずるとして算定が可能。	200単位/月	対象者加算	有
加算Ⅴ (提供回数)	要件①:月60回以上(2月においては56回以上)の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている場合に算定する。ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。 要件②:要介護1又は要介護2の利用者で、 <u>通いサービスと訪問サービスの回数を合わせて週平均10回以上提供している。</u> ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。	要件①又は②のどちらかを満たす場合 200単位/月 (どちらも満たす場合も200単位/月)	対象者加算	有
加算Ⅵ (要介護度)	要件①:適切な(看護)小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分が改善した場合(利用開始後6か月を経過した後)に算定する。 要件②:要介護1又は要介護2の利用者で、 <u>適切な(看護)小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、要介護度区分を維持した場合(利用開始後6か月を経過した後)</u> に算定する。	要件①を満たす場合 200単位/月 要件②を満たす場合 100単位/月	対象者加算	有

4. 出雲市独自のサービスについて (2)(看護)小規模多機能型居宅介護の独自報酬

資料11

1. 算定要件について

(1) 小規模多機能型居宅介護

コード	名称	介護報酬基本点数
737103	小規模多機能型市町村独自加算2	100
737107	小規模多機能型市町村独自加算4	200
737111	小規模多機能型市町村独自加算6	300
737115	小規模多機能型市町村独自加算8	400
737119	小規模多機能型市町村独自加算10	500
737123	小規模多機能型市町村独自加算12	600
737127	小規模多機能型市町村独自加算14	700
737131	小規模多機能型市町村独自加算16	800
737135	小規模多機能型市町村独自加算18	900
737139	小規模多機能型市町村独自加算20	1,000
737102	小多機能市町村独自加算1日割	2
737104	小多機能市町村独自加算2日割	3
737106	小多機能市町村独自加算3日割	5
737108	小多機能市町村独自加算4日割	7
737110	小多機能市町村独自加算5日割	8

コード	名称	介護報酬基本点数
737112	小多機能市町村独自加算6日割	10
737114	小多機能市町村独自加算7日割	12
737116	小多機能市町村独自加算8日割	13
737118	小多機能市町村独自加算9日割	15
737120	小多機能市町村独自加算10日割	16
737122	小多機能市町村独自加算11日割	18
737124	小多機能市町村独自加算12日割	20
737126	小多機能市町村独自加算13日割	21
737128	小多機能市町村独自加算14日割	23
737130	小多機能市町村独自加算15日割	25
737132	小多機能市町村独自加算16日割	26
737134	小多機能市町村独自加算17日割	28
737136	小多機能市町村独自加算18日割	30
737138	小多機能市町村独自加算19日割	31
737140	小多機能市町村独自加算20日割	33

※対象者ごとに、当該月における独自加算の合計単位数で請求してください。

例1) 加算Ⅰと加算Ⅱ、加算Ⅳに該当する場合(小規模多機能型居宅介護)

→ 小規模多機能型市町村独自加算12(サービスコード737123) 600単位を算定

4. 出雲市独自のサービスについて (2)(看護)小規模多機能型居宅介護の独自報酬

資料11

2.算定サービスコード

(2)看護小規模多機能型居宅介護

コード	名称	介護報酬基本点数	コード	名称	介護報酬基本点数
777107	看護小規模市町村独自加算4	200	777118	看護小規模市町村独自加算9日割	15
777115	看護小規模市町村独自加算8	400	777120	看護小規模市町村独自加算10日割	16
777123	看護小規模市町村独自加算12	600	777122	看護小規模市町村独自加算11日割	18
777131	看護小規模市町村独自加算16	800	777124	看護小規模市町村独自加算12日割	20
777139	看護小規模市町村独自加算20	1,000	777126	看護小規模市町村独自加算13日割	21
777102	看護小規模市町村独自加算1日割	2	777128	看護小規模市町村独自加算14日割	23
777104	看護小規模市町村独自加算2日割	3	777130	看護小規模市町村独自加算15日割	25
777106	看護小規模市町村独自加算3日割	5	777132	看護小規模市町村独自加算16日割	26
777108	看護小規模市町村独自加算4日割	7	777134	看護小規模市町村独自加算17日割	28
777110	看護小規模市町村独自加算5日割	8	777136	看護小規模市町村独自加算18日割	30
777112	看護小規模市町村独自加算6日割	10	777138	看護小規模市町村独自加算19日割	31
777114	看護小規模市町村独自加算7日割	12	777140	看護小規模市町村独自加算20日割	33
777116	看護小規模市町村独自加算8日割	13			

※日割りの算定については、出雲市(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の独自報酬に関する取扱要領の「3. 各加算要件に関する事項」内の各加算の「①算定についての取扱い」に規定しています。

例2) 加算Ⅱ、加算Ⅳに該当する場合(日割)(看護小規模多機能型居宅介護)(15日で利用終了)

→ 看護小規模多機能型市町村独自加算8日割(サービスコード777116)

13単位×15日＝195単位を算定

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(1) 災害対策の取組

1. 業務継続に向けた取組の強化

令和6年度介護報酬改定において、業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施することが義務づけられました。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が必要な介護サービスを継続して受けられるよう、計画の策定だけでなく、研修や訓練の実施により、計画の見直しや修正をし、災害時等の備えをお願いします。

また、令和6年度から介護施設と居住系の計画未策定事業者は減算対象となり、令和7年度から訪問系、福祉用具貸与、居宅介護支援も同様となります。

(1) 業務継続計画策定（計画で策定する必要がある項目）

【感染症に係る業務継続計画】

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】

- ① 平時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制）
- ③ 他施設及び地域との連携

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(1) 災害対策の取組

(1) 研修及び訓練(シミュレーション)

感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組む必要があります。研修及び訓練の実施にあたっては、全ての就業者が参加できるようにすることが望ましいとされています。

(2) 業務継続計画策定(計画で策定する必要がある項目)

	研修	訓練(シミュレーション)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間で共有 平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内の役割分担の確認 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの講習等
回数	2回以上(GH・小特養)、年1回以上(他サービス、居宅介護支援)	
備考	※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	

(3) その他

業務継続計画の作成を支援するための研修動画や様式等が、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご活用ください。

厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉
>介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(1) 災害対策の取組

2. 個別避難計画

近年の災害で多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があったことを踏まえ、災害時の避難支援等を実行性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であるとされています。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

市では、個別避難計画の作成にあたっては、避難に支援が必要な方について、各地区災害対策本部を中心に順次作成しますが、地区で作成が困難な方のうち、介護サービス等を利用されている方については、要介護度・障がい支援区分を参考に優先度が高い方から、介護支援専門員、相談専門員に作成を依頼しています。

3. 災害・感染症対策に関する研修について

これまでは、業務継続計画(BCP)の策定支援を中心とした研修等の開催を行ってまいりましたが、今後は、既存の計画の見直しや訓練等の実施を目的とした研修会の開催等を予定し、引き続き災害・感染症対策研修を行っていきます。

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備 (2) 感染症防止対策の取組

1. 感染症対策の強化

令和6年度の介護報酬改定において、すべての介護事業所が感染症の予防及びまん延防止のための対策を義務化となりました。

(1) 感染対策委員会の開催

当該事業所における感染症の予防とまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図らなければなりません。

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(2) 感染症防止対策の取組

	構成	回数	備考
地域密着型 サービス (特養のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設における感染対策委員会であり、幅広い職種により構成する。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。なお感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね3月に1回以上、定期的開催。 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。 	<p>感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置、運営することが必要であるが、基準第155条第1項第3号に規定する委員会と一体的に設置、運営することも差し支えない。</p>
地域密着型 サービス (特養を除く) 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね6月に1回以上、定期的開催。 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。 	<p>感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営することとして差し支えない。</p> <p>※居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。</p>

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(2) 感染症防止対策の取組

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。想定される対策及び対応については下記のとおりです。

	平常時の対策	発生時の対応	備考
地域密着型 サービス (特養のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等) 日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常観察項目) 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況の把握 感染拡大の防止 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 行政等への報告 	※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要
地域密着型 サービス (特養を除く) 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内の衛生管理(環境の整備等) ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策) 		

※なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」をご参照ください。
(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

(2) 感染症防止対策の取組

(3) 研修及び訓練(シミュレーション)

① 研修の実施

	内容	回数	備考
地域密着型サービス (特養のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及、啓発 当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な教育(年2回以上)を開催 新規採用時に必ず感染対策研修を実施すること。 	※研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用すること。
地域密着型サービス (特養を除く) 居宅介護支援		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な教育(年1回以上)を開催 新規採用時に感染対策研修を実施することが望ましい。 	

② 訓練(シミュレーション)

	内容	回数	備考
地域密着型サービス (特養のみ)	感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施	<ul style="list-style-type: none"> 定期的(年2回以上)に行う 	※訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
地域密着型サービス (特養を除く) 居宅介護支援		<ul style="list-style-type: none"> 定期的(年1回以上)に行う 	

5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備 (2) 感染症防止対策の取組

2. 新型コロナウイルス感染症等の対応について

① 研修の実施

介護施設・事業所等での新型コロナウイルス感染症の発生については、令和3年1月18日付事務連絡で通知した以降、市への感染状況の報告を求めていましたが、令和6年度から島根県においても、新型コロナウイルス感染症の対応が変更されることに伴い、本市においても、感染状況の報告は求めないこととします。ただし、クラスター発生に関しては、インフルエンザウイルスも含め、引き続き保健所に報告をお願いいたします。